

令和8年度 学校いじめ防止基本方針（R8.4.1改訂）

I 学校いじめ防止基本方針策定にかかる基本的な考え方

1 策定の趣旨

子どもたちの心身の健全な成長及び人格形成に大きな悪影響を及ぼすいじめという行為は、いじめを受けた子どもたちの尊厳及び人権を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許される行為ではない。また、いじめは、お互いの態度、言葉、しぐさなどの捉え方、感覚の違いなどによりいつでもどこでも起こりうる事象であり、どの子どもたちにもいじめの加害者や被害者になり得る可能性がある。

子どもたちが安心して学校生活を送り、主体的に学習するためには、いじめを防止するとともに、いじめを早期に発見して解消に導くことが学校の責務である。本校は、学校教育目標に掲げる「心の豊かな子ども」を育成することにより、いじめを許さない環境を整えるとともに、すべての児童が生き生きとする教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめに対する認識といじめを許さない学校づくりについて目標を共有するとともに、いじめの問題に対する感性を高め、教職員一丸となって組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめ対策の基本理念

- (1)いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめを許さない環境を整えることを第一の理念とする。
- (2)児童がいじめを行わず、他の児童に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めるとともに、教師が児童や保護者からの情報に迅速に対応する。
- (3)いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを学校、地域住民、家庭、教育委員会等の関係者で認識を共有し連携して、いじめの問題の早期発見、早期解消に努める。
- (4)いじめは、絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、児童自らがいじめの加害者や被害者にもならないように努める。

II いじめ防止にかかる対策

1 いじめ未然防止のための具体的取組

- (1)全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養う。なかでも、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (2)学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障し、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。また、児童一人一人が活躍し認められる場のある教育活動を推進し、自己有用感や自尊感情を育む。
- (3)すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する意欲を高め、達成感・成就感をもたせる。
- (4)保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童の自主的な企画運営による児童会活動等に対する支援を行う。

- (5)「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。
- (6)インターネットを通じて行われるいじめについては、児童に対するインターネットの適切な利用方法の周知、その他ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動を行い、保護者に対しても必要な啓発活動を行う。
- (7)「スマホ・ケータイ安全教室」を実施し、インターネットの安全な使い方について学ぶ場を設定する。(3・4・5・6年生)
- (8)インターネットやSNSの危険性、ゲーム依存やゲーム脳についての親子学習会を実施(P T Aと連携)し、ネットいじめの防止に努める。(4・5・6年生)

2 いじめの早期発見・早期解消のための具体的取組

(1) 日常の児童の観察並びに保護者との連携

以下のような視点を持ち、早期発見・早期対応に努める。

- いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童、保護者が信頼関係を築くように心がける。
- 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。(担任は、日記や生活ノート、これまでのいじめアンケートの結果等も活用する)
- いじめは大人の見えないところでも行われるため、授業中のもとより、休み時間、放課後、課外活動(吹奏楽、陸上練習、合唱練習)においても児童の様子に目を配るよう努める。
- 遊びやふざけあいのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努め、いじめられた児童本人や周辺の状況等の事実関係を綿密(時系列で)に掌握し、客観的に確認して総合的に判断する。
- いじめ被害の訴えがあったときは、早期に丁寧な事実確認を行い、確認された事実に基づき、被害児童、加害児童ともに気持ちに寄り添い指導や支援を組織的に行う。
- 自殺等の危険を示すサインを見逃さず、適切な対応をする役割を果たす、いわゆるゲートキーパーとしての機能を担う人材(児童も含め)の育成を進める。
- いじめの兆候に気付いたときは、教職員が、速やかに状況を確認し、情報共有を行う。また、心身の苦痛を感じているとの要件が限定して解釈されることのないよう、いじめられた児童に寄り添った視点に立つ。
- いじめへの対応については、担任だけでなく、学校全体として組織的に行う。
- 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携に努める。

(2) 児童：「こころのアンケート」並びに「なかよし面談」の実施

保護者：「保護者アンケート」「学期初め保護者面談」「学期末面談」の際の聞き取り

教師による観察を強化しても、いじめが表面化しない場合も考えられることから、児童へのアンケートを複数回実施したり、直接面談する機会を設けたりし、どのようなことがあったのか具体的に把握すること、また、保護者から直接お話を伺う中で、いじめの情報を適切に収集し、早期発見・早期対応に努める。また、情報を捉えた場合には、担任のみで処理することなく、必ず管理職に報告することを教職員に徹底させる。

【いじめにかかるアンケートについて】

- ◎こころのアンケート(児童対象) 年3回(6月、11月、2月【記述式アンケート】)
- ◎保護者アンケート 年2回(6月、11月)
- ◎なかよし面談(教育相談) 年2回(6月、11月)

3 いじめの早期発見・早期解消のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「不登校・いじめ防止対策推進委員会」を設置する。本委員会は、町教育委員会と連携して実効性を高める。

(1) 構成員

< 定時 >

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育委員会、スクールカウンセラー

* ケースによってスクールソーシャルワーカー、学級担任、学年主任が出席する場合もある。

< 臨時（随時） >

* いじめ事案の協議については、校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、担任、学年主任

* 重大事案等の場合には、上記のメンバーに、PTA役員、学校運営協議会委員等を加える場合もある。

(2) 取組内容

ア 学校いじめ防止基本方針の策定・修正検討

イ いじめにかかわる教員研修会の企画立案並びに実施

ウ いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動（児童会活動等）の推進

エ 矢巾町自殺予防対策方針による自殺防止に関する対策及び取組

オ 学校いじめ対策基本方針及び不登校・いじめ防止対策推進委員会の存在及び活動を児童・保護者に伝え、周知を図る。

カ 「こころのアンケート」「保護者アンケート」及び「なかよし面談」の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等については、迅速に対応するよう徹底する）

キ いじめ判定・解除についての協議

下記の判定基準により、不登校・いじめ防止対策推進委員会の協議を経て、教育委員会に報告する。また、解除判定（3ヶ月を基準）についても同様とする。

【いじめの深度レベル】

レベル 1	子ども同士での解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル	1対1の比較的軽度な言葉によるからかい・無視
レベル 2	教師が介入し、当事者への指導によって、解決が図られるレベル	数名の言葉によるいじめ、仲間はずれ・無視
レベル 3	教師の指導後にも十分な配慮を要し、さらに継続的な介入、指導が求められるレベル	レベル2が継続する。蹴る、叩く、足をかける、物隠し等の精神的苦痛を伴う実害
レベル 4	行為が悪質であり、重大事態、あるいは保護者を呼んでの指導が行われるレベル	長期間の無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等の実害<重大事態（推進法第28条）>

(3) 開催

- ・ 定例…毎月の月末
- ・ 随時（臨時）…いじめ事案の発生時に緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

(4) 組織図

別表1による。

4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による「いじめ撲滅宣言」や「STOP いじめ作戦」等の取組
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組（縦割り遊び・全校遊び等）

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや校報に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議等で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

【例】「いじめのサインに敏感に！」：元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気付いてもらうための内容など

(4)授業参観において、道徳や特別活動等の授業を公開する。

6 教育相談体制の整備

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によってはいじめがエスカレートする可能性があるからである。また、保護者が、学校に対していじめられていることを相談することも、場合によっては難しいということも十分に認識し、いじめに関するようなお話があった場合には、細心の注意を払って丁寧に対応する必要がある。（保護者にとって、学校への相談は敷居が高いということへの認識を教職員が共有すること。）

また、いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を組織として行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。なお、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

- | | |
|-------------------------------------|------------------------|
| ○日常のいじめ相談（児童及び保護者） | ・・・・・・全教職員が対応 |
| ○スクールカウンセラーの活用 | ・・・・・・主幹教諭・養護教諭・生徒指導主事 |
| ○スクールソーシャルワーカーの活用 | ・・・・・・主幹教諭・生徒指導主事 |
| ○地域からのいじめ相談窓口 | ・・・・・・副校長 |
| ○インターネットを通じて行われるいじめ相談 | ・・学校または紫波警察署 |
| ※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・019-623-7830 | |

7 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

◎いじめの問題にかかわる校内研修会 年2回（8月、12月）

◎いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年2回（8月、12月）

Ⅲ いじめ問題発生際の対応

1 いじめ問題発生に対する措置の基本的な考え方

- (1)いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2)いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3)いじめの問題の解決にあたっては、加害や被害を特定し謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4)教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1)いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係（いつ、誰から、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景、子どもの人間関係、学校・教職員の対応等）を明らかにし、適切に記録する。
- (2)いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、速やかに「不登校・いじめ防止対策推進委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3)いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるか判断に迷う場合には、教育委員会に相談の上適切に判断する。
- (4)いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、正確な事実確認に努める。
- (5)いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受

けた児童及びその保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (6)いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなどいじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7)いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8)教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1)いじめを見ていたにも関わらず、見ないふりをしたり許したりした児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2)学級等、当該集団でいじめは絶対に許されない行為であることを指導するとともに、どうすればよかったのかを考えさせ、話し合いを行うなどして当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3)全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

暴力的な行為や盗難、器物の損壊等の犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、矢巾町教育委員会と情報を共有して対応するとともに、必要に応じて矢巾交番や紫波警察署とも連携して対応する。また、SNS等でのネットいじめや児童の個人情報に係る事案についても警察と連携して対応する。

5 ネットいじめへの対応

- (1)インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「不登校・いじめ防止対策推進委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会や警察と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2)児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに紫波警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3)インターネットへの利用環境について、タブレット、スマートフォン、パソコン、ゲーム機等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4)「スマホ・ケータイ安全教室」を実施し、インターネットの安全な使い方について学ぶ場を設定する。
- (5)インターネットを通じていじめが行われた場合、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求める。

IV 重大事態への対処

令和6年8月に文部科学省から示された「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下ガイドライン）」及び「矢巾町いじめ防止対策に関する条例」「矢巾町いじめ防止基本方針」に添って対応する。

1 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項において、次に掲げる場合を「重大事態」としている。

- (1)いじめにより（いじめのつながると予想されるあらゆる事態を想定する）当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害（自殺等）が生じた疑いがあると認めるとき。

- (2)いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3)被害児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき。

2 重大事態が発生したときの基本姿勢

- (1)いじめを受けた児童やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- (2)学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- (3)重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- (4)学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- (5)特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- (6)被害児童・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は被害児童・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童・保護者の意向を的確に把握し調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。

3 重大事態の報告

矢巾町いじめ防止対策に関する条例、矢巾町いじめ防止基本方針による

- (1)学校は、重大事態が発生した場合、速やかに矢巾町教育委員会及び、関係諸機関等に報告する。
- (2)児童からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

4 重大事態の調査

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 調査組織の設置 |
| イ | 被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等 |
| ウ | 調査の実施 |
| エ | 調査結果の説明・公表 |
| オ | 個人情報の保護 |
| カ | 調査結果を踏まえた対応 |
| キ | 再調査の有無等の検討 |

(1) 学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「不登校・いじめ防止対策推進委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ウ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- エ 調査結果を学校の設置者に報告する。
- オ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- カ いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- キ 「不登校・いじめ防止対策推進委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
- ク 調査・公表等に際しては、被害児童及び加害児童の個人情報保護に留意し対応する。

(2) 学校の設置者（教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

V 自殺予防に対する校内体制

いじめによる重大事案の中で、特に自殺を予防する観点での校内体制が必要である。いじめが原因となる場合もあれば、いじめが引き金となる場合があるなど、いじめへの対応とともに自殺予防の観点から、児童の心に寄り添った体制づくりがのぞまれる。

そこで、平成21年3月に文科省から提示された「教師が知っておきたい子どもの自殺予防のマニュアル」及び「第2期矢巾町自殺予防計画」をもとに、下記のような校内体制を組織する。

1 自殺予防に対する校内体制

- (1) 相談しやすい雰囲気づくり
保健室・相談室等の相談機能の醸成
- (2) 言葉にならない声への気付き(TALK対応を心がける)
学級、学年、生徒指導部会等における情報共有
- (3) 多角的な視点を生かした児童理解
学校内の職員（事務員、用務員、給食関係職員）
全てにおいて児童を育てるという認識にたつての情報共有
- (4) 教職員等の役割の明確化

2 危機対応のための組織図

図1による

【TALK対応】

Tell…言葉に出して心配していることを伝える。
Ask…「死にたい」という気持ちについて率直に尋ねる。
Listen…絶望的な気持ちを傾聴する。
Keep safe…安全を確保する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VII その他

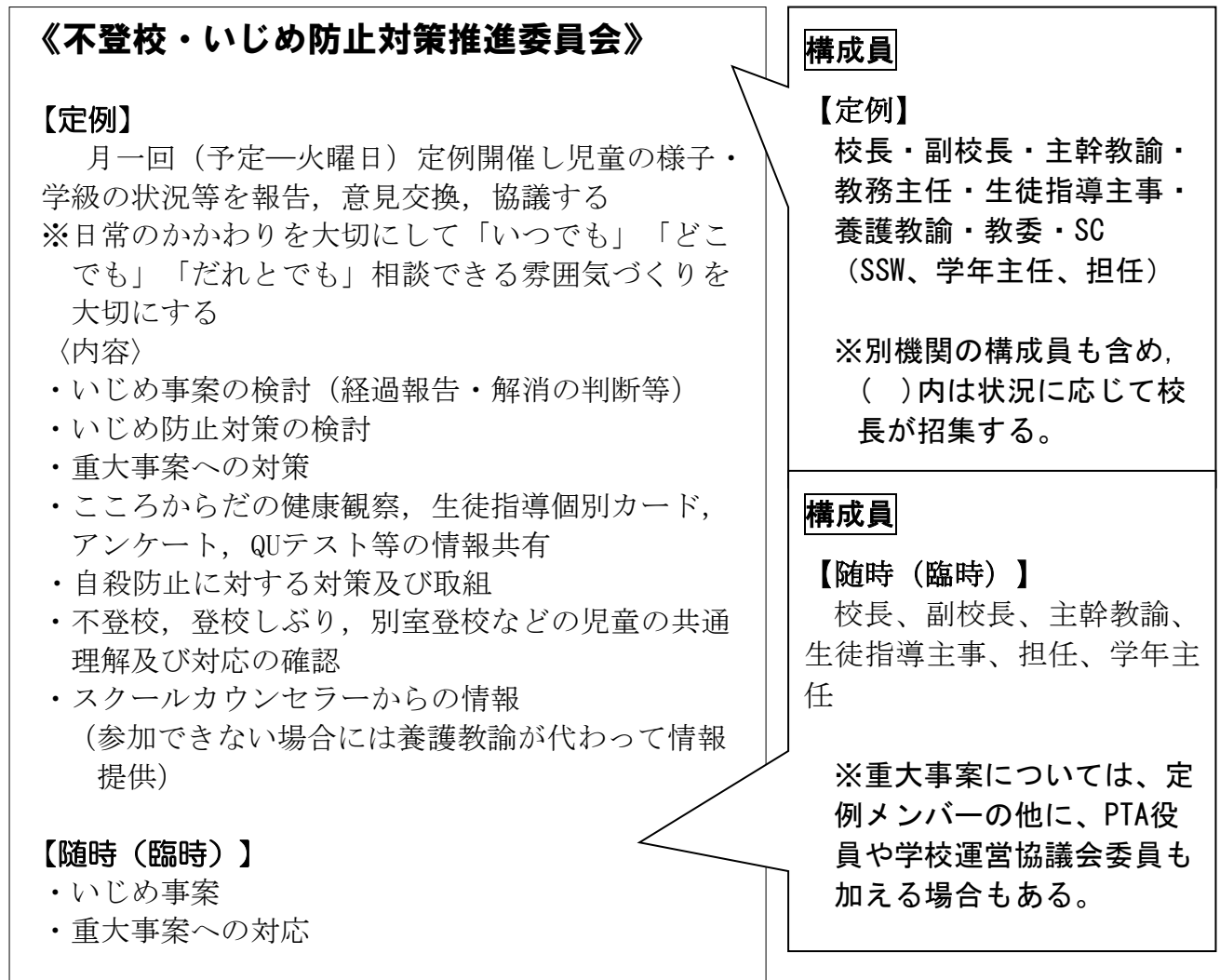
1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。
また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

【別表1】不登校・いじめ防止対策推進委員会全体構想図



【図1】

生徒指導事案対応の5Jマニュアル

令和8年度 煙山小学校

【生徒指導の5J】

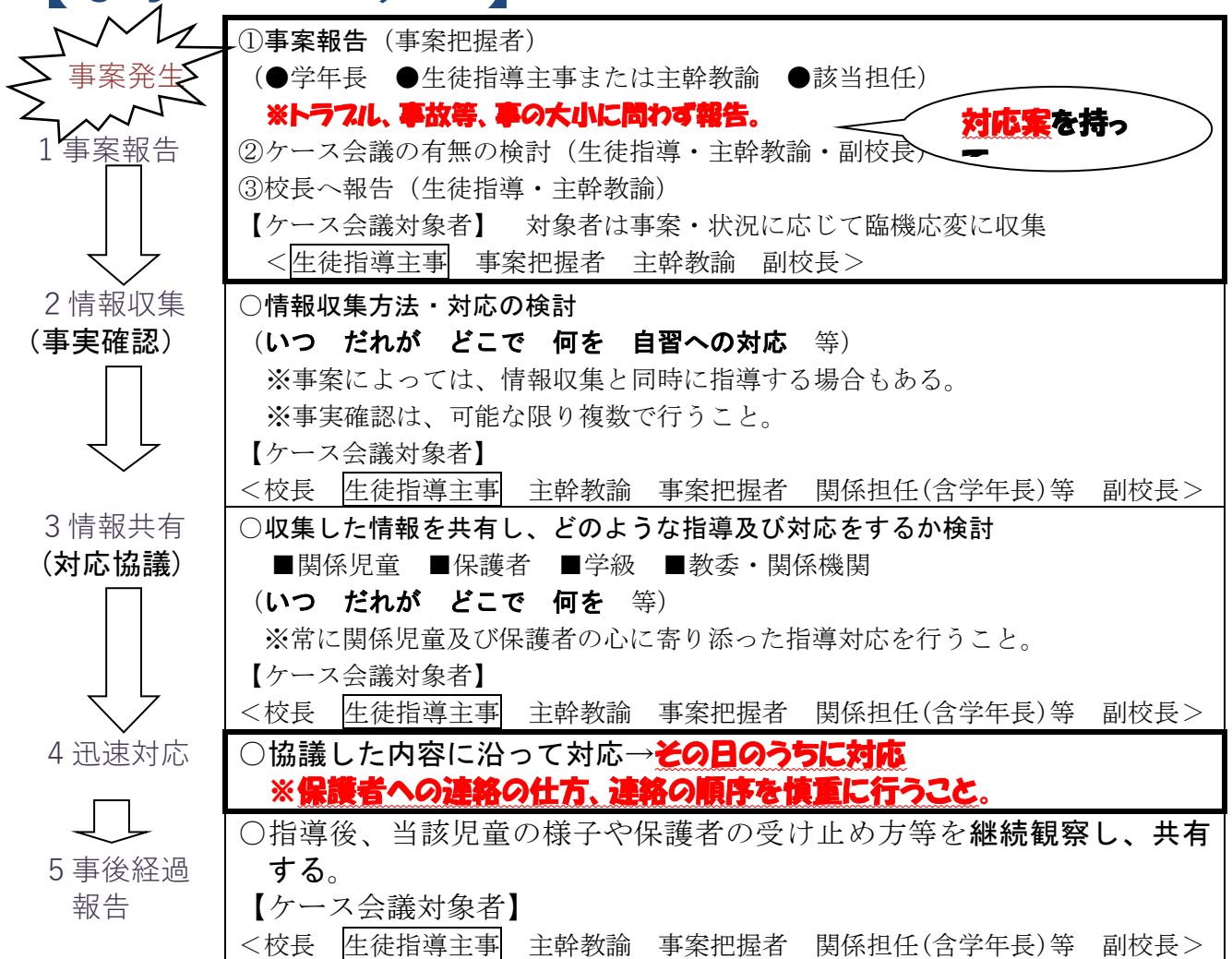
◆事案報告 ◆情報収集（事実確認） ◆情報共有（対応協議） ◆迅速対応 ◆事後経過報告
 大切にしたいことは「生徒指導（危機管理）の「さ・し・す・せ・そ」

㊦ 最悪を想定して ㊧ 慎重に ㊨ 速やかに ㊩ 誠意をもって

㊪ 組織的な対応

事実報告のルートの基本は **生徒指導** * 虐待事案については、主幹教諭へ

【5Jマニュアル】



《いじめ発生／重大事態（不登校・自殺等）発生時》

いじめ／重大事態発生

関係諸機関との連携
(情報提供・共有)

重大事態の場合は、速やかに
町教育委員会へ速報
(連携、指導を仰ぐ)

《対策推進委員会》

《構成メンバー》校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、
養護教諭、教育委員会 等
(必要に応じて、学校運営協議会委員、PTA役員、SC、SSW、学校医、
保健福祉・警察関係者等)

事実確認調査・情報収集及び共有 ⇨ 情報提供・説明責任

「誰がどう動くのか」の決定、確認（全職員が迅速に動くために）

☆情報の収集 ☆情報の一本化 ☆窓口の一本化 ☆不安等の防止策

学校が
調査主
体となる
場合は
本図の
とおり

学校の
設置者
が調査
主体と
なる場
合は、
設置者
の指示
のもと
調査に
協力す
る

いじめられた児童・保護者へ
『あなたは、全然悪くない』

いじめた児童・保護者へ
※ 事実の確認、指導

- ・身柄の安全確保
- ・絶対に守ってあげる
(安心して告白を)
- ・学習環境の確保

- ・関係児童(学級、全校)
への指導・援助
- ・保護者、地域社会への
説明、啓発活動

『いじめは絶対に
許されない』
※場合によっては出席停止
も視野に入れて指導



各担任 各担当 児童 保護者 地域 関係機関（教育委員会・警察等）

☆報道機関等への対応（教育委員会との連携）

☆事後指導、事後観察・支援の継続（ケア等日常観察、関係機関との連携）

☆学校評価（取り組みの分析、改善）

※「対策会議」は、通常の「いじめ」であっても開催するものであるが、特にも、重大事態が発覚した時点では、緊急に「対策会議」を立ち上げ、組織的に対応する。

※同時に、一般児童の「メンタルヘルスケア等のためのサポートチーム」を立ち上げ全校児童の不安を解消させなければならない。構成メンバーは「不登校・いじめ防止対策推進委員会」で協議し決定する。